



19消安第10600号

平成19年11月28日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局

農産安全管理課長

無登録農薬と疑われる肥料に係る指導の徹底について

今般、三好商事株式会社が製造・販売した「アグリクール」（商品名）に農薬の有効成分アバメクチンが含有されていることが判明し、これを無登録農薬に該当すると判断するとともに、当該資材の販売者及びこれを使用した農業者等に対して返品や使用中止の指導を行ったところである。

こうした事態を受け、農林水産省は、無登録農薬の疑われる資材の監視体制の強化を図るため、農薬としての登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは成分からみて農薬に該当し得るものについて指導強化を行うため、平成19年11月22日付け農林水産省消費・安全局長通知（19消安第10394号。以下、「疑義資材通知」という。）を発出したところである。

貴職におかれても、上記通知の趣旨からみて問題のある肥料が生産、販売されることの無いよう、普通肥料の登録時、立入検査時等の機会を通じて、生産業者、販売業者等に対して下記事項について指導されたい。

記

- 1 肥料の表示に当たっては、疑義資材通知に定める表示説明に係る判断基準に該当する表示を行わないこと。

2 肥料の生産に当たっては、農薬の成分を混入させないように、生産工程の管理等を徹底すること。

なお、肥料に農薬を混入させる行為は、肥料取締法第25条ただし書で定める場合を除き、同条で定める異物混入に当たるものである。

(参照条文)

肥料取締法（昭和25年法律第127号）（抄）

（異物混入の禁止）

第25条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、その生産し、輸入し、又は販売する肥料に、その品質が低下するような異物を混入してはならない。ただし、政令で定める種類の普通肥料の生産業者が当該普通肥料につき公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合は、この限りでない。

19消安第10394号
平成19年11月22日



都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について

今般、農薬としての農林水産大臣の登録を受けていない資材から農薬の成分が検出されたことが報告され、当該資材が一般の農業者等に販売されていたことが判明した。

そこで、生産現場におけるこのような資材の使用を防止するため、農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分からみて農薬に該当し得るもの（以下、「疑義資材」という。）の製造者、販売者等への指導を行うための取扱手順を下記の通り定めたので、御了知願いたい。

1 疑義資材の取扱手順

(1) 疑義資材について

農薬取締法第1条の2で「農薬」とは、農作物等を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤として定義されている。

このため、農薬と表示していない場合でも、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、若しくは、成分からみて農薬に該当し得るものは、疑義資材として取り扱うこととする。

(2) 疑義資材の特定

次の場合、当該資材を疑義資材として取り扱うこととする。

- ① 病虫害の防除効果は明示していないものの「虫がよりつかない」等、当該効果を暗示する表現が、容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物あるいは演述によって表示説明されている場合（別紙1の「表示説明に係る判断基準」参照）
- ② 容器又は被包の意匠及び形態が市販されている農薬と同じ印象を与える場合
- ③ 使用方法として対象病虫害、使用時期、使用回数、希釈倍率等の農薬の用法用量とみなされる表記がなされている場合
- ④ その他の情報提供により、農薬の有効成分が含まれる疑いがある場合

(3) 疑義資材の取り扱い

疑義資材を特定した場合、次の手順で通報、収去等を行うこととする。

- ① 都道府県、地方農政局、地方農政事務所（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）にあっては、疑義資材と判断した事由等について、別紙2の様式により速やかに農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室（以下「農薬対策室」という。）に通報する。

このとき、都道府県は、原則として、地方農政局又は地方農政事務所を経由して通報する。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

- ② 地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）にあっては、農薬対策室の指示に基づき、都道府県と連携しつつ疑義

資材（未開封であることを確認すること。）を集取（購入）する。この場合、複数の販売店より集取（購入）するよう努めるものとする。

また、集取（購入）する際、販売店等に当該資材について無登録農薬の疑義があることを明示しないよう、十分に注意をする。

- ③ 地方農政事務所にあつては、農薬対策室の指示に基づき、集取（購入）した疑義資材を速やかに独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部へ送付する。

2 立入検査の実施について

疑義資材に係る表示、成分等を総合的に判断し、農薬対策室が立入検査が必要と判断した場合の役割分担は以下の通り。

なお、立入検査は、原則として農薬対策室、（独）農林水産消費安全技術センター、地方農政事務所及び都道府県職員が合同で実施することとする。

- (1) 都道府県は、立入検査に先立ち、①販売店、製造業者等の所在地、②責任者、担当者の氏名、③法令違反に係る履歴等の立入検査に必要と思われる周辺情報を幅広く整理し、農薬対策室に報告するよう努める。

なお、立入検査に当たって警察の同行が望ましいと思われる場合は、その旨も報告する。

- (2) 農薬対策室は、都道府県からの報告に基づき、立入検査の①日時、②検査場所、③検査項目、④検査官の配置等を都道府県の助言を受けながら決定する。

なお、都道府県にあつては、立入検査の直前（前日もしくは2～3日前）に疑義資材が販売店等で販売、製造されていることを確認することが望ましい。

3 緊急事態の対応

疑義資材の分析の結果、国民の健康に重大かつ深刻な被害を与え、又はそのおそれがある事態の発生が予想される場合、その他緊急に対応すべき事態が予想される場合には、農薬対策室が別途指示をするものとする。

別添1

表示説明に係る判断基準

次のような効能効果が表示説明されている場合は、農薬としての効能効果を標ぼうしているものとみなす。また、名称、含有成分、製法、起源等の記載説明においてこれと同様な効能効果を標ぼうし又は暗示するものも同様とする。

1 病虫害の防除を目的とした効能効果

(例) 病虫害を阻止、病気に効く、病気が治る、病虫害が発生しない、害虫を殺す・駆除する、害虫病気を撃退、抗害虫、〇〇(害虫)の被害軽減(具体的病虫害名を明記しそれらから農作物を守る旨の表現)、害虫対策、害虫が呼吸を行う気門を塞ぐ、〇〇病等に期待、〇〇(害虫)退治、病虫害抵抗力、防虫免疫、芝生用除草剤、芝生内の広域雑草に有効、忌避効果、虫がよりつかない等

2 農作物等の生理機能の増進又は抑制を主たる目的とする効能効果

(例) 植物の成長を促進、植物生体内の触媒剤、植物の生理活動性を促進、開花・着色を促進、植物の背丈を抑制、ブドウを種なし化等

3 農薬としての効能効果を増強させることを目的とする効能効果

(例) 農薬の効果を高める、展着剤等

4 農薬としての効能効果の暗示

(1) 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

(例) 〇〇(害虫)コロリ、防虫剤等

(2) 含有成分の表示及び説明からみて暗示するもの

(例) 害虫防除で知られる〇〇(成分)を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果を持つ等

(3) 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの

(例) 〇〇〇という古い自然科学書をみると、虫を殺し、植物が病気に強くなるという。等

(4) 新聞、雑誌等の記事、学者等の談話、学説、農家による経験談等を引用又は掲載することにより暗示するもの

(例) 生産者〇〇〇〇の談

「・・・は、〇〇(害虫)によく効きます。」等

別添2

平成○年○月○日

○ ○ 県(注)

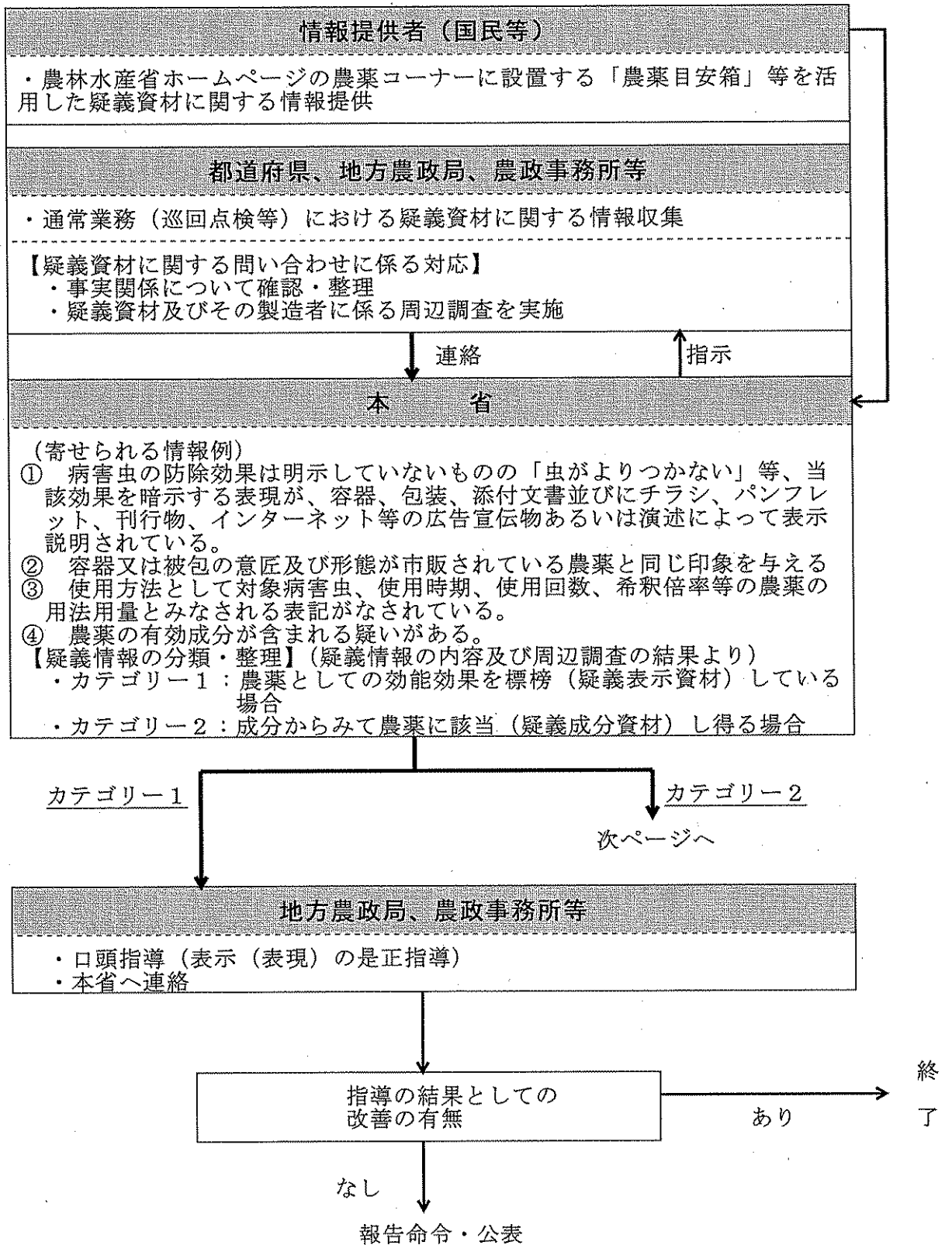
疑 義 資 材 情 報 (平成○年第○号)

- 1 疑義資材名
- 2 疑義資材と判断した事由 (疑義内容)
 - ・
 - ・
 - ・
- 3 都道府県その他分析機関による分析の有無
(有の場合、混入が疑われる農薬の有効成分名)
- 4 販売店、製造業者等に関する情報
 - (1) 所在地
 - (2) 責任者、担当者の氏名
 - (3) 法令違反に係る履歴等の周辺情報

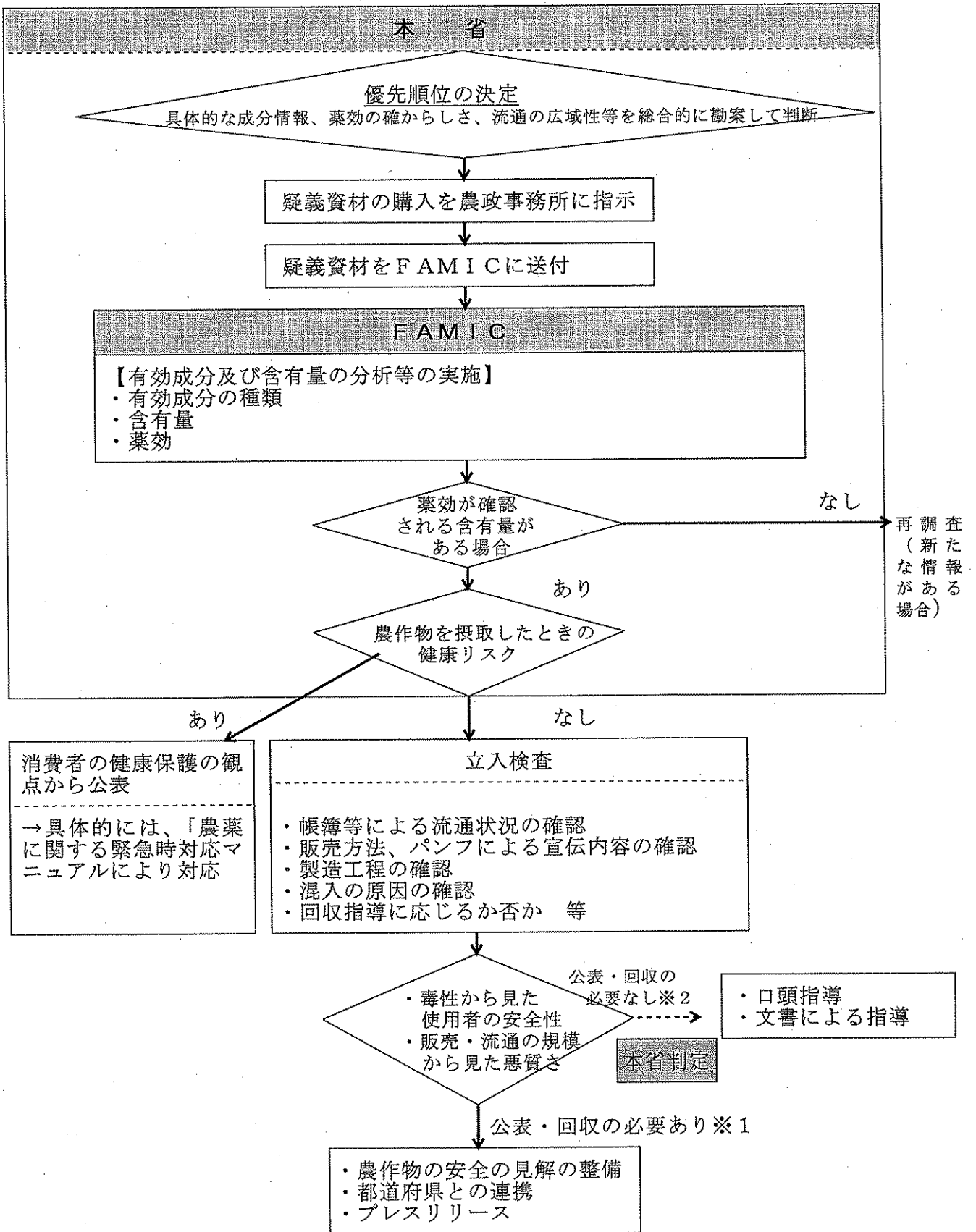
※ 写真等、参考となる情報がある場合、別途添付する。

(注) 東京都にあつては東京都、北海道にあつては北海道、京都府又は大阪府にあつては○○府、地方農政局にあつては○○農政局、地方農政事務所又は北海道農政事務所にあつては○○農政事務所、内閣府沖縄総合事務局にあつては内閣府沖縄総合事務局と記載する。

疑義資材の取扱いフロー



成分からみて農薬に該当（疑義成分資材）し得る場合



※1 無登録農薬として断定された場合

※2 毒性等からみて安全性の問題がない場合（例：販売、流通の規模が極めて限定的な場合等）